

日本遺産関連商品開発補助金 募集要領

1 目的

本補助金は、日本遺産「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」のストーリーを活用した商品開発を支援することで、日本遺産の認知度向上及び魅力発信を図り、日本遺産への関心を高めることを目的とします。

2 補助内容

補助率：対象経費の1/2

補助額：5万円以上10万円以下（1事業あたり）

採択予定件数：10件程度（予算の範囲内）

3 対象者

要綱第3条に定める者 ※市内事業者、個人事業主、団体等

4 対象事業

以下のいずれかに該当するもの

- ・ 新たな日本遺産関連商品の開発
- ・ 既存商品の改良による日本遺産関連商品化
- ・ パッケージ等の開発・改良

5 対象となる商品

以下の要件を満たすもの

- ・ 日本遺産ストーリーを想起させる要素を含むこと
- ・ 日本遺産ロゴマーク又は北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽のロゴマークを使用すること

6 対象経費

要綱別表のとおり

注）外注費は対象としますが、その内容は対象経費の範囲内に限ります。

他補助金との重複は不可とします。（同一経費）

7 補助対象期間

交付決定日 ～ 令和9年2月末日(実績報告期限)まで

8 応募方法

提出書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業予算明細書（様式第3号）
- ④ 見積書
- ⑤ その他必要書類

提出方法：メール(pdf)【宛先】小樽市日本遺産推進協議会事務局 nihon-isan@city.otaru.lg.jp

募集期間：令和8年9月1日 ～ 予算額に達し次第終了

※申請受付後、順次審査を行い、予算上限に達した時点で募集を終了します。

※令和9年2月末日までに事業を完了してください。

9 審査方法

書類により審査を行います。

必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

〈審査基準〉

- ・ 日本遺産ストーリーとの関連性
- ・ 独自性・創意工夫
- ・ 販売可能性・継続性
- ・ 実現性

10 交付決定

審査結果に基づき採択・不採択を決定し、通知します。

11 事業実施上の注意

開発する商品又は事業内容に変更が生じる場合は、変更承認申請の可否について事前に事務局へご相談ください。

期限（令和9年2月末日）までに完了し、実績報告できる事業が対象です。

領収書・証拠書類は5年間保管してください。

12 実績報告

事業完了後 30 日以内又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

13 補助金の支払い

原則として実績確認後に支払いを行います。 ※必要に応じて概算払いが可能です。

14 成果の活用

商品は市内外での販売・展示に努めてください。

小樽市日本遺産推進協議会の P R 活動に協力をお願いします。

15 問い合わせ先

小樽市日本遺産推進協議会事務局（小樽市産業港湾部観光振興室）担当：西尾・入江

メール：nihon-isan@city.otaru.lg.jp

※質問等はメールにてお願いします。

件名には「【質問】小樽市日本遺産推進協議会商品開発補助金」と付記してください。

〈FAQ〉

Q1 交付決定前に支出した経費は対象になりますか？

→**A1** 対象になりません。

Q2 試作品は対象になりますか？

→**A2** 対象となります。

Q3 販売用商品の量産費は対象になりますか？

→**A3** 対象になりません。

Q4 パッケージデザインのための開発は対象になりますか？

→**A4** 対象になります。